

特別補償・旅行災害補償制度について

株式会社スリージェイトラベル

(東京都知事登録旅行業第 2-8232 号/全国旅行業協会正会員)

当プランには以下の通り、特別補償・旅行災害補償制度が適用されます。

特別補償制度

※旅行業法の特別補償規定に基づいた補償制度

傷害死亡	1,500万円	旅行者が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、また偶然な事故によって携行品に損害が生じ、旅行業法の特別補償規定に定められた特別補償が発生した場合に補償金が支払われます。 (注1) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いについて 旅行者 1 名について入院日数及び通院日数がそれぞれ 1 日以上になった場合は、次の①②に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもののみが支払われます。 ①その入院日数に対し支払うべき入院見舞金 ②その通院日数(入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます)にその入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、その日数に対し支払うべき通院見舞金 (注2) 携行品損害について 補償の対象となるのは、旅行者が所有し、携行する身の回り品(補償対象品といいます)です。補償対象品の 1 個、1 組または 1 対あたりの限度額は 100,000 円となります。(自己負担額 1 事故につき 3,000 円)
後遺障害	1,500万円~45万円	
入院見舞金	入院日数 7 日未満の傷害を被った場合 2万円	
	入院日数 7 日以上 90 日未満の傷害を被った場合 5万円	
	入院日数 90 日以上 180 日未満の傷害を被った場合 10万円	
入院日数 180 日以上の傷害を被った場合 20万円		
通院見舞金	通院日数 7 日未満の傷害を被った場合 1万円	
	通院日数 7 日以上 90 日未満の傷害を被った場合 2万5千円	
	通院日数 90 日以上の傷害を被った場合 5万円	
携行品損害	147,000円	



旅行災害補償制度

※(株)スリージェイトラベルが加入している補償制度

国内旅行傷害	傷害死亡	1,000万円	事故日を含めて 180 日以内に死亡した場合に支払われます。
	入院日額	4,000円	事故日を含めて 180 日間が支払限度となります。
	手術	2・4万円	<入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)
	通院日額	2,500円	ケガをされ通院された場合で 90 日が支払限度となります。(事故日を含め 180 日以内)
見舞金	旅行者病気死亡	被災者の配偶者及び 1 親等の法定相続人 1 名に対して 10 万円(以内) ※1 事故総額 100 万円限度	旅行者が旅行中に病気・けがで死亡した場合
	旅行者地震・津波死亡	被災者の配偶者及び 1 親等の法定相続人 1 名に対して 10 万円(以内) ※1 事故総額 100 万円限度	地震・噴火またはこれらによる津波により、災害発生の日を含めて 30 日以内に死亡または発見されなかった場合

本補償制度以上の補償をお求めの場合は、お客様ご自身で任意の旅行傷害保険等にご加入ください。